

預金商品概要説明書（介護支援定期預金）

●この「商品概要説明書」は、介護支援定期預金の商品内容の概要を記載したものです。

詳しくは「自由金利型定期預金(M型)・定期預金共通規定」をご覧ください。

1. 商品名	介護支援定期預金	
2. 販売対象	個人 ・「要支援」「要介護」の認定を受けられた方および介護に携わる同居の家族の方（認定証のご呈示が必要です。）	
3. 預入期間	・定型方式・・・1年のみ ・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。	
4. 預入	(1) 預入方法	・一括入金です。追加でのご入金は別契約を作成します。 ・現金、預金等の他の口座からの振替、小切手その他の証券類によりご入金いただけます。 ・証券類によるご入金の場合、その決済が行われた日をご入金日とします。
	(2) 預入金額	年金定期預金・ニュー福祉定期預金を含め、一世帯500万円までお預入れできます。
	(3) 預入単位	10万円以上1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括してお引出しいただけます。	
6. 利息	(1) 適用金利	・預入時（自動継続の場合は継続日）のスーパー定期店頭表示の利率に0.3%の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。（固定金利商品） （金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、ホームページに表示しています。）
	(2) 利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
	(3) 計算方式	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	(4) 税金	・利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されません。
7. 手数料	——	
8. 付加できる特約事項	マル優制度の条件を満たすお客様は、マル優のお取扱いができます。 ※マル優適格となる方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 ・寡婦年金受給者等	
9. 中途解約時の取扱	(1) 解約の取扱い ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率で預入日から解約日の前日までの日数計算をした利息（期限前解約利息）から税金を差し引き、元本と合わせてお支払します。 (2) 中途解約利率 ・実際の預入期間が6ヵ月未満の場合…解約日における普通預金利率 ・実際の預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合…約定利率×50% (3) 解約手数料はいただきません。	
10. その他参考となる事項	(1) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。
	(2) 証書	証書を発行します。
	(3) 総合口座	総合口座でのお取扱はできません。
	(4) 預金保険制度	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 （預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり—金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。）

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓 口：ひだしんお客様相談室】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：9：00～17：30</p> <p>電 話：0120-36-4501</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.hidashin.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓 口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：9：00～17：00</p> <p>電 話：03-3567-2456</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）</p>
--------------------------	--

自動継続扱いの場合、ご継続時には改めての商品内容のご説明はいたしませんのでご了承ください。

（平成23年4月1日現在）

